

Tsuru shinyo kumiai

2007 REPORT

つるしん 平成19年度 上半期の現況

9月末の経営のお知らせ



Tsurushin

つるしん

平成19年度上半期の現況

目次

ごあいさつ	1
地域貢献	2
主要な経営諸指標	4
パーゼル	7
コンプライアンス態勢・個人情報保護宣言	13
リスク管理態勢	14
お客さまへの大切なお知らせ	15
店舗一覧表	

当組合の概要

名 称	都留信用組合
本店所在地	富士吉田市下吉田1729
創 業	昭和27年3月
出 資 金	3,064百万円
店 舗 数	24店舗
職 員 数	355名
組 合 員 数	43,534人
預 金 残 高	256,998百万円
貸 出 金 残 高	167,321百万円
	(平成19年9月末日現在)

1、掲載金額は、単位未満を切り捨てて表示しているため、表中の合計欄と各項目の金額合計が一致しない場合があります。

2、残高表示は、残高が全くない場合「-」を、単位未満の残高がある場合は「0」を表示しております。





ごあいさつ

皆さまには、平素より都留信用組合をご愛顧いただき厚くお礼申し上げます。

本年も当組合の経営状況について、一層ご理解を深めていただきたく、平成19年度上半期の現況をとりまとめた「上半期ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

本誌では、皆さまの最も身近な金融機関として財務内容をはじめとする最近の経営状況・コンプライアンス態勢等をまとめさせていただきましたので、ご一読いただければ幸いです。

今後も地域の皆さまのお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年11月

理事長 渡辺 征夫



地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、郡内地域を営業地区とし、地元の中小事業者や勤労者等の方々が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小事業者や勤労者等地域住民のみならず一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さま(組合員)の事業の発展や生活の向上に貢献し、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

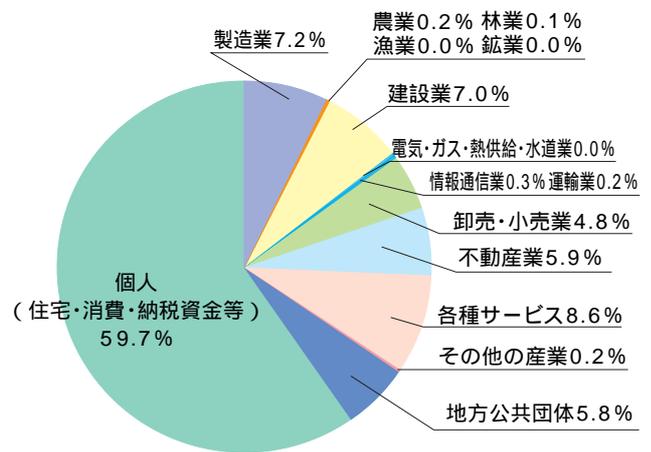
融資を通じた地域貢献

貸出金残高の内訳(平成19年9月末)

(単位:千円、%)

業種別	金額	構成比
製造業	11,963,644	7.2
農業	319,149	0.2
林業	119,038	0.1
漁業	32,651	0.0
鉱業	5,512	0.0
建設業	11,707,844	7.0
電気・ガス・熱供給・水道業	44,919	0.0
情報通信業	572,703	0.3
運輸業	313,484	0.2
卸売・小売業	7,988,516	4.8
金融・保険業	-	-
不動産業	9,917,630	5.9
各種サービス	14,385,392	8.6
その他の産業	393,206	0.2
小計	57,763,676	34.5
地方公共団体 雇用・能力開発機構等	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	99,794,094	59.7
合計	167,321,667	100.0

貸出金の業種内訳(平成19年9月末)



新商品・サービス

「一時払終身保険(あいおい生命ドリームワン)」の窓販開始(平成19年6月)

「個人型確定拠出年金(東京海上日動401K)」の受付業務開始(平成19年6月)

「団塊の世代、退職者限定新型6ヵ月定期(円熟物語)」発売(平成19年6月)

「懸賞金付定期預金(スーパーあかふじNo.24)」発売(平成19年6月)

「年金納付に係る取引明細の発行手数料の無料化」(平成19年7月)

社会保険庁による公的年金保険料の記録漏れが社会問題となっており、国民年金保険料口座振替の記録となる「取引明細表」の発行に限り、発行手数料を無料化いたしました。

地域へのサービス

年金相談会の開催

法改正等により複雑化している年金制度の疑問点を解消し、お客さまに安心して確実な年金受給をして頂くために、専門知識を有する当組合職員の「年金アドバイザー」が個々のお客さまのケースに合わせた相談業務から年金受給までの対応をしております。また、平日お時間の取れないお客さまには「日曜年金相談会(毎月第1日曜日)」を開催して、お客さまのニーズに合ったタイムリーな相談業務を行っております。

ローン相談会の開催(つるしん「5時からローン相談会」)

お勤めやお仕事の関係で、平日の営業時間帯にご来店いただけない方のために、ローンのご相談に応じております。

ご相談のお申込み先
営業推進部
営業店支援担当(年金アドバイザー)
TEL 0555-24-4855(ダイヤルイン)

開催店	開催日時
富士吉田市 本店営業部	毎月第2・第3火曜日 17:00~19:00



第23回『郡内おかあさんコーラス大会』の開催
(平成19年5月13日)

毎年「母の日」に開催されている「郡内おかあさんコーラス大会」が都留市文化ホール(うくいすホール)にて、34団体、869名が参加して盛大に開催されました。



『鶴友懇話会講演会』の開催(平成19年6月22日)
第31回鶴友懇話会定期講演会が経済ジャーナリストの財部誠一氏を講師としてお招きして、「ホテルハイランドリゾート」にて開催され、鶴友懇話会会員334名が参加、『日本経済 これからのキーワード』と題し、貴重な講演をしていただきました。

『富士道あんぎゃ』御山参詣～富士まで歩く講2007
(平成19年6月26日～6月30日)



富士まで歩く講2007は、東京の日本橋から富士山登山道の起点である富士吉田市まで約120キロの行程を5日間で歩きぬくイベントを開催いたしました。



創立55周年記念事業『ライフデザインセミナー』の開催
(平成19年7月14日)

創立55周年記念事業の一環として、地域のお客さまに金融や経済に関する知識を深めていただくことを目的として約320名が参加、2部構成にて開催しました。
「第1部」経済アナリストの森永卓郎氏を講師としてお招きして、『2007 経済動向～充実したセカンドライフにむけて～』と題し、2007年の経済展望や充実したシルバーライフを過ごすための講演をしていただきました。
「第2部」預かり資産を題材として『リスクと上手につきあう方法』の講演会を行いました。

富士吉田市制祭ふるさと夏祭り
阿波踊り大会参加(平成19年7月29日)



本年も富士吉田市制祭ふるさと夏祭り阿波踊り大会に職員延べ120名が「つるしん連」として参加しました。

【鶴友懇話会の活動】

青色パトロールカーによる防犯パトロール実施中

鶴友懇話会では、地域の安全を守るため青色回転灯を装着した「青色パトロールカー」を導入し、各営業店テリトリー内の巡回パトロールを定期的実施しております。

(鶴友懇話会は、当組合の取引先である事業経営者や後継者が主力で運営している組織です。)



主要な経営諸指標

資産・負債及び純資産の状況

(単位：千円)

科 目	資産の部		科 目	負債及び純資産の部	
	平成18年9月末	平成19年9月末		平成18年9月末	平成19年9月末
現金	3,073,075	4,321,387	預金積金	254,857,857	256,998,700
預け金	81,341,878	74,512,338	その他負債	465,994	575,425
金銭の信託	3,578,080	10,014,165	賞与引当金	181,666	193,000
有価証券	9,886,122	10,445,519	退職給付引当金	605,410	513,505
貸出金	169,513,800	167,321,667	役員退職慰労引当金	69,936	112,033
その他資産	2,072,163	2,697,916	債務保証	1,532,980	1,421,885
動産不動産	3,539,455	-	負債の部計	257,713,846	259,814,550
有形固定資産	-	3,474,463	純資産	11,125,899	9,971,716
無形固定資産	-	140,299	出資金	3,046,457	3,064,806
繰延税金資産	1,980,001	474,931	利益剰余金	8,326,983	7,208,344
債務保証見返	1,532,980	1,421,885	その他有価証券評価差額金	247,540	301,433
貸倒引当金	7,677,815	5,038,307			
(うち個別貸倒引当金)	(6,988,487)	(4,468,217)			
合計	268,839,745	269,786,267	合計	268,839,745	269,786,267

損益の状況

(単位：千円)

科 目	平成18年9月期	平成19年9月期
経常収益	3,001,869	3,011,315
資金運用収益	2,618,434	2,703,831
(うち貸出金利息)	(2,326,558)	(2,379,604)
役務取引等収益	248,312	212,469
その他業務収益	17,830	15,253
その他経常収益	117,292	79,761
経常費用	3,017,487	2,941,096
資金調達費用	84,232	327,922
(うち預金積金利息)	(83,992)	(327,671)
役務取引等費用	112,119	130,710
その他業務費用	46,695	515
経常費	1,950,479	2,004,885
その他経常費用	823,960	477,062

(単位：千円)

科 目	平成18年9月期	平成19年9月期
経常利益	15,617	70,218
特別利益	107,176	98,858
特別損失	30,503	1,116
税引前当期純利益	61,054	167,960
法人税・住民税及び事業税	24,700	11,639
当期純利益	36,354	156,320

業務純益及びコア業務純益

(単位：千円)

項 目	平成18年9月期	平成19年9月期
業務純益	688,812	503,624
コア業務純益	750,933	501,970

(注)「業務純益」=「業務収益」-「業務費用」-「金銭の信託運用見合費用」
「コア業務純益」=「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」-「国債等債券関係損益」

預金残高の状況

(単位：千円、%)

種 目	平成18年9月末		平成19年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	67,710,402	26.6	69,878,036	27.2
定期性預金	186,401,699	73.1	186,200,373	72.5
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	745,755	0.3	920,289	0.3
合計	254,857,857	100.0	256,998,700	100.0

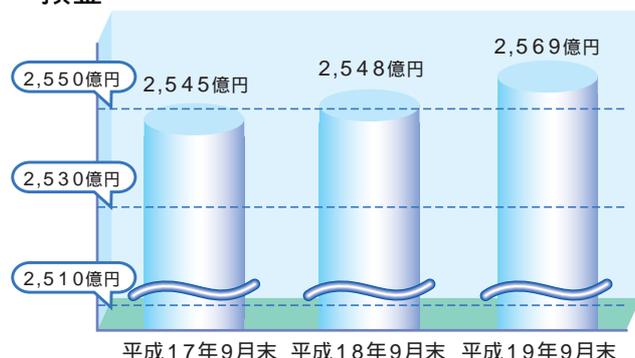
貸出金残高の状況

(単位：千円、%)

科 目	平成18年9月末		平成19年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,816,512	1.1	1,562,260	0.9
手形貸付	29,169,111	17.2	24,789,436	14.9
証書貸付	131,677,863	77.7	134,590,126	80.4
当座貸越	6,850,312	4.0	6,379,845	3.8
合計	169,513,800	100.0	167,321,667	100.0

預金、貸出金の推移

預金



貸出金



主要な経営諸指標

自己資本の充実の状況(単体自己資本比率)

(単位:千円)

項目	平成18年9月末	平成19年9月末	項目	平成18年9月末	平成19年9月末
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
出資金	3,046,457	3,064,806	告示第14条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	-
非累積的永久優先出資	-	-	告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-	-
優先出資申込証拠金	-	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
資本準備金	-	-	内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	-
その他資本剰余金	-	-	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-	-
利益準備金	875,438	857,444	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	-	-
特別積立金	7,180,000	5,930,000	控除項目不算入額()	-	-
次期繰越金	271,545	420,899	(控除項目)計(D)	-	-
その他	-	-	自己資本額(C)-(D)(E)	11,815,227	10,541,806
自己優先出資()	-	-	(リスク・アセット等)		
自己優先出資申込証拠金	-	-	資産(オン・バランス)項目	143,624,714	123,751,177
その他有価証券の評価差損()	247,540	301,433	オフ・バランス取引等項目	1,484,214	2,030,722
営業権相当額()	-	-	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	-	9,818,499
のれん相当額()	-	-	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本額を上回る額に25.0を乗じて得た額	-	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-	リスク・アセット等計(F)	145,108,928	135,600,398
証券化取引により増加した自己資本に相当する額()	-	-	Tier1比率(A/F)	7.66%	7.35%
内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	-	自己資本総額(A)+(B)(C)	11,815,227	10,541,806
〔基本的項目〕計(A)	11,125,899	9,971,716	自己資本比率(E/F)	8.14%	7.77%
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-			
一般貸倒引当金	689,328	570,090			
内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-			
負債性資本調達手段等	-	-			
告示第14条第1項第3号に掲げるもの	-	-			
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	-	-			
補完的項目不算入額()	-	-			
〔補完的項目〕計(B)	689,328	570,090			

- (注)1. 本表には、協同組合による金融事業に関する法律第6条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号。本表において「告示」という。)に基づき算出した数値を記載しております。
2. 「単体自己資本比率」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第3号ロに規定する単体自己資本比率をいいます。
3. 「その他有価証券の評価差損()」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載しております。
4. 本表において各種「不算入額()」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載しております。
5. 「〔補完的項目〕計(B)」欄には、「自己資本総額(A)+(B)(C)」欄に算入した金額を記載し、「〔控除項目〕計(D)」欄には、「控除項目不算入額()」欄を除いた金額を記載しております。
6. 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母(内部格付手法採用組合にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。)の0.625%を限度としております。
7. 信用リスクについては、標準的手法を使用しております。
8. オペレーショナル・リスクについては、基礎的手法を使用しております。
9. 平成18年度末より、新しい自己資本比率規制(パーゼル)が実施されたことにより、自己資本比率の算定方法が一部変更になっております。

貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業種別	平成18年9月末		平成19年9月末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	12,144,487	7.2	11,963,644	7.2
農業	302,019	0.2	319,149	0.2
林業	125,472	0.1	119,038	0.1
漁業	24,644	0.0	32,651	0.0
鉱業	4,151	0.0	5,512	0.0
建設業	12,929,531	7.6	11,707,844	7.0
電気・ガス・熱供給・水道業	62,062	0.0	44,919	0.0
情報通信業	267,894	0.1	572,703	0.3
運輸業	303,730	0.2	313,484	0.2
卸売・小売業	8,478,664	5.0	7,988,516	4.8
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	10,147,454	6.0	9,917,630	5.9
各種サービス	14,557,671	8.6	14,385,392	8.6
その他の産業	49,472	0.0	393,206	0.2
小計	59,387,256	35.0	57,763,676	34.5
地方公共団体	7,809,636	4.6	9,763,896	5.8
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	102,316,907	60.4	99,794,094	59.7
合計	169,513,800	100.0	167,321,667	100.0

主要な経営諸指標

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成18年9月末	15,546,494	9,566,050	5,980,444	15,546,494	100.00%	100.00%
	平成19年9月末	13,913,031	10,538,036	3,374,994	13,913,031	100.00%	100.00%
危 険 債 権	平成18年9月末	6,963,323	5,267,109	1,008,043	6,275,152	90.11%	59.42%
	平成19年9月末	5,164,349	3,780,759	1,093,222	4,873,982	94.37%	79.01%
要 管 理 債 権	平成18年9月末	2,898,531	1,399,973	206,839	1,606,813	55.43%	13.80%
	平成19年9月末	2,760,696	1,306,992	203,297	1,510,290	54.70%	13.98%
不 良 債 権 計	平成18年9月末	25,408,348	16,233,133	7,195,326	23,428,459	92.20%	78.42%
	平成19年9月末	21,838,078	15,625,788	4,671,515	20,297,304	92.94%	75.19%
正 常 債 権	平成18年9月末	146,374,770					
	平成19年9月末	147,637,597					
合 計	平成18年9月末	171,783,118					
	平成19年9月末	169,475,675					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。
 3. 「要管理債権」とは、要注意先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「要管理債権」、「危険債権」、「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。
 5. 「担保・保証(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

不良債権

(単位：千円、%)

項 目	平成18年9月末		平成19年9月末	
	金 額	比 率	金 額	比 率
不 良 債 権	25,408,348	14.79	21,838,078	12.88

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	平成18年9月末		平成19年9月末	
	金 額	増 減 額	金 額	増 減 額
一 般 貸 倒 引 当 金	689,328	19,129	570,090	119,238
個 別 貸 倒 引 当 金	6,988,487	775,301	4,468,217	2,520,270
貸 倒 引 当 金 合 計	7,677,815	756,172	5,038,307	2,639,508

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

有価証券・金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目	取得価格または契約価格	時 価	評価損益	
有 価 証 券	平成18年9月末	10,133,663	9,471,646	662,016
	平成19年9月末	10,746,952	10,048,623	698,329
金 銭 の 信 託	平成18年9月末	3,500,000	3,578,080	85,780
	平成19年9月末	10,000,000	10,014,165	14,165
デリバティブ等商品	平成18年9月末	-	-	-
	平成19年9月末	-	-	-

- (注) 1. 「時価」は、期末日における市場価格です。「時価」のないものは帳簿価格です。
 2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第5項各号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

(備考) 全ての記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 全ての構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

、単体における半期開示項目

自己資本の構成に関する事項

自己資本の充実の状況 P5をご参照ください。

自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。平成19年9月末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成18年9月末		平成19年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	-	-	125,781	5,031
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	-	-	125,781	5,031
(i) ソブリン向け	-	-	779	31
(ii) 金融機関向け	-	-	16,395	655
(iii) 法人等向け	-	-	26,915	1,076
(iv) 中小企業等・個人向け	-	-	30,899	1,235
(v) 抵当権付住宅ローン	-	-	16,406	656
(vi) 不動産取得等事業向け	-	-	2,500	100
(vii) 3ヵ月以上延滞等	-	-	9,564	382
(viii) その他	-	-	22,319	892
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク	-	-	9,818	392
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	-	-	135,600	5,424

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

7.本開示は、平成18年度末以降適用された新自己資本比率規制に対応しているため、平成18年9月末の計数を算定しておりません。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も減少し、ほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた営業推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

バーゼル（新しい自己資本比率規制）第3の柱の開示項目

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念を、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当組合では、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めて準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「(資産の自己査定基準に伴う)償却引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(業種別及び残存期間別)

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券(国内)		債券(国外)		金銭の信託等			
	18年9月末	19年9月末	18年9月末	19年9月末	18年9月末	19年9月末	18年9月末	19年9月末	18年9月末	19年9月末	18年9月末	19年9月末
製造業	-	20,688	-	18,919	-	1,269	-	-	-	-	-	1,067
農業	-	999	-	999	-	-	-	-	-	-	-	5
林業	-	307	-	307	-	-	-	-	-	-	-	0
漁業	-	166	-	166	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	43	-	43	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	20,676	-	20,676	-	-	-	-	-	-	-	3,280
電気・ガス・熱供給・水道業	-	158	-	62	-	95	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	707	-	690	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	-	885	-	787	-	97	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業	-	18,718	-	18,409	-	292	-	-	-	-	-	2,009
金融・保険業	-	81,983	-	4,279	-	791	-	2,298	-	-	-	-
不動産業	-	16,061	-	16,061	-	-	-	-	-	-	-	3,333
各種サービス	-	33,949	-	33,947	-	-	-	-	-	-	-	3,130
国・地方公共団体等	-	14,802	-	9,922	-	4,580	-	300	-	-	-	-
個人	-	48,088	-	48,088	-	-	-	-	-	-	-	598
その他	-	20,858	-	393	-	-	-	-	-	10,088	-	-
業種別合計	-	279,094	-	173,755	-	7,128	-	2,598	-	10,088	-	13,425
1年以下	-	74,842	-	31,172	-	298	-	-	-	10,014	-	-
1年超3年以下	-	39,531	-	11,707	-	397	-	198	-	-	-	-
3年超5年以下	-	21,915	-	15,024	-	891	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下	-	15,605	-	12,297	-	2,807	-	500	-	-	-	-
7年超10年以下	-	31,693	-	28,122	-	2,535	-	-	-	-	35	-
10年超	-	66,934	-	64,837	-	196	-	1,900	-	-	-	-
期間の定めのないもの	-	18,195	-	10,593	-	-	-	-	-	-	38	-
その他	-	10,376	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間合計	-	279,094	-	173,755	-	7,128	-	2,598	-	10,088	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「金銭の信託等」は、「金銭の信託」と「投資信託」を記載しております。

3. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

4. 上記の業種区分の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、金銭の信託、投資信託、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等です。

5. 上記の期間区分の「その他」は、金利・期間を有さないエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等です。

6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

7. 本開示は、平成18年度末以降適用された新自己資本比率規制に対応しているため、平成18年9月末の計数を算定しておりません。

バーゼル（新しい自己資本比率規制）第3の柱の開示項目

貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,439百万円であります。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	期中の増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成18年9月末	668	20	689
	平成19年9月末	571	1	570
個別貸倒引当金	平成18年9月末	6,191	797	6,988
	平成19年9月末	4,031	436	4,468
合 計	平成18年9月末	6,859	817	7,677
	平成19年9月末	4,603	434	5,038

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	平成18年9月末	平成19年9月末	平成18年9月末	平成19年9月末	平成18年9月末	平成19年9月末	平成18年9月末	平成19年9月末
製 造 業	-	307	-	78	-	385	-	-
農 業	-	2	-	1	-	3	-	-
林 業	-	0	-	0	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	1,057	-	64	-	992	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業	-	988	-	189	-	1,177	-	-
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	-	908	-	142	-	1,050	-	-
各 種 サ ー ビ ス	-	635	-	34	-	670	-	-
国 ・ 地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	-	131	-	56	-	187	-	-
合 計	-	4,031	-	436	-	4,468	-	-

（注）1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付け機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付け機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）

バーゼル（新しい自己資本比率規制）第3の柱の開示項目

リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成18年9月末		平成19年9月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	-	749	19,699
10%	-	-	-	13,039
20%	-	-	2,766	81,029
35%	-	-	-	47,072
50%	-	-	1,486	6,165
75%	-	-	-	46,161
100%	-	-	1,526	52,915
150%	-	-	-	3,390
350%	-	-	-	-
自己資本控除額	-	-	-	-
その他	-	-	-	3,090
合計	-	-	6,529	272,564

(注) 1.格付は、適格金融機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。

3.本開示は、平成18年度末以降適用された新自己資本比率規制に対応しているため、平成18年9月末の計数を算定しておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいし、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「貸出事務手続」及び「担保物件取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「貸出事務手続」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼル で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスクの削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成18年9月末	平成19年9月末	平成18年9月末	平成19年9月末	平成18年9月末	平成19年9月末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		-	7,135	-	-	-	-
	ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関向け	-	-	-	-	-	-
	法人等向け	-	1,687	-	-	-	-
	中小企業等・個人向け	-	4,802	-	-	-	-
	抵当権付住宅ローン	-	196	-	-	-	-
	不動産取得等事業向け	-	115	-	-	-	-
	3か月以上延滞等	-	1	-	-	-	-
	その他	-	332	-	-	-	-

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2.本開示は、平成18年度末以降適用された新自己資本比率規制に対応しているため、平成18年9月末の計数を算定しておりません。

バーゼル（新しい自己資本比率規制）第3の柱の開示項目

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では「事務リスク管理方針」と「システムリスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「各種事務手続」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「情報システム運用管理マニュアル」に基づき、安定した業務運用ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

当面、バーゼル 対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針であります。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「資金運用基準」などに基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式に関しては、上場株式と同様に当組合が定める「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券会計処理要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		出資等エクスポージャー							
		うち、売買目的有価証券に該当するもの			うち、その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
うち益	うち損								
上場株式	平成18年9月末	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成19年9月末	3,163	-	-	776	636	139	3	142
非上場株式等	平成18年9月末	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成19年9月末	734	-	-	-	-	-	-	-
合 計	平成18年9月末	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成19年9月末	3,897	-	-	776	636	139	3	142

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.貸借対照表計上額は、特定金外信託及び証券投資信託の該当区分も含まれております。ただし、内訳の表示が困難なため内訳には含まれておりません。

3.本開示は、平成18年度末以降適用された新自己資本比率規制に対応しているため、平成18年9月末の計数を算定しておりません。

子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当事項なし

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額		株式等償却
		売却益	売却損	
出資等 エクスポージャー	平成18年9月期	-	-	-
	平成19年9月期	512	27	-

(注) 1.本開示は、平成18年度末以降適用された新自己資本比率規制に対応しているため、平成18年9月期の計数を算定しておりません。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法
預貸金は「再評価法計算方法」、有価証券は「GPS計算方式」
- ・コア預金
対象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
算定方法：過去5年の最低残高
過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高
現残高の50%相当額
以上3つのうち最小の額を上限
満期：5年以内（平均2.5年）
- ・金利感応資産・負債
預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅
保有期間1年、観測期間最低5年で測定される金利変動の99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値
- ・リスク計測の頻度
月次（前月末基準）

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成18年9月末	平成19年9月末		平成18年9月末	平成19年9月末
貸出金	-	1,878	定期性預金	-	864
有価証券等	-	636	要求払預金	-	737
預け金	-	768	その他	-	1
コールローン等	-	-			
その他	-	-			
運用勘定合計	-	3,284	調達勘定合計	-	1,603
銀行勘定の金利リスク	-	1,680			

(注) 1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響をうけるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量をみるものです。

当組合では、金利ショックを保有期間1年、観測期間最低5年で測定される金利変動の99パーセンタイル値と1パーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2.要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当組合では普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。

3.銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(1,680百万円)=運用勘定の金利リスク量(3,284百万円)+調達勘定の金利リスク量(1,603百万円)

4.本開示は、平成18年度末以降適用された新自己資本比率規制に対応しているため、平成18年9月末の計数を算定しておりません。

連結における半期開示事項

該当事項なし

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、高い公共性を有し、地域における協同組織の金融機関として

中小零細企業及び勤労者の資金の円滑化に寄与し、
組合員の経済的地位の向上に資し、

ひいては地域社会の発展に貢献し、地域社会の組合員等の幸せづくりに奉仕することを目的として尽力して参りました。

こうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、信用組合の行動綱領として下記項目を定めております。

- | | | |
|--------------------|-------------------|-----------------|
| 1. 信用組合の公共的使命 | 2. きめ細かい金融サービスの提供 | 3. 法令やルールの厳格な遵守 |
| 4. 地域社会とのコミュニケーション | 5. 職員の人権の尊重等 | 6. 環境問題への取組み |
| 7. 社会貢献活動への取組み | 8. 反社会的勢力との対決 | |

当組合が協同組織金融機関として地域社会に信頼されるためには、高い企業倫理と法令の遵守等、社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなくてはなりません。

そのための具体的な取り組みとしては、まず役職員の法令等遵守の基本的行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し全役職員に配付しております。

また、本部・営業店にコンプライアンス責任者を配置するとともに各役職員の具体的な実践目標として毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。更に、「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、当組合全体のコンプライアンス対応状況の的確な把握と管理に努めております。

当組合では「金融商品の販売等に関する法律」の施行に伴い、金融サービスにおける利用者保護を目的とした「金融商品勧誘方針」を制定し、顧客本位の営業体制の整備と個々の営業職員の資質の向上を目指しております。

金融商品勧誘方針

当組合は、金融商品販売法第8条(勧誘方針の策定)に則り、金融商品の勧誘にあたっては次の事項を遵守し、お客様の利益を守ることに努めます。

1. 当組合は、お客様の知識、経験および財産の状況、金融商品取引契約の締結目的に応じた、適切な商品の勧誘を行います。
2. 当組合は、お客様ご自身の判断でお取引頂くため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分理解して頂くように努めます。
3. 当組合は、断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、深夜の勧誘など不適切な時間帯やお客様に迷惑な場所などで勧誘を行うことは致しません。
5. 当組合は、お客様に適切な勧誘ができるよう商品知識の習得や組合内におけるルールの整備に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下、法等という。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、内容を適宜見直し改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載(又は、各組合の窓口等に掲示(備付ける))することにより、公表します。

1 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、所定(詳細はホームページをご覧ください)の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で特定の第三者(詳細はホームページをご覧ください)へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等により必要とされている場合
- (2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合の店頭に掲示、備付けする特定の者と共同利用しております。

5 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安

全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6 お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申し出ください。

7 ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

リスク管理態勢

金融の自由化や国際化等の進展により金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い様々なリスクが拡大・顕在化してきております。当組合では自己責任原則に基づいた健全経営を実現するためにリスク管理が最重要経営課題のひとつであると認識し、総合的なリスク管理態勢の充実に努めております。

具体的には、各種リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの正確な把握に努めるとともに、「リスク管理委員会」を設置し、この委員会においてこれらのリスクが経営に及ぼす影響を分析するなど、リスク管理の強化に努めております。特に金利リスク・価格変動リスク・為替リスクなどの市場リスクについてはALM委員会を設置し、金融・経済動向の変化への迅速な対応に努めております。

信用リスク

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価格が減少ないし消滅し、組合が損失を被るリスクです。

当組合では貸出資産の健全性を維持するため、本部と営業店が連携しつつそれぞれの立場において専門的かつ厳正な与信判断を行っております。

また、職員に対しては、融資勉強会、各種の教育・研修を徹底しており、審査能力の向上に努めております。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、有価証券の価格、為替の様々なリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。

当組合ではALM(Assets and Liabilities Management: 資産と負債の総合管理)委員会を設置し、金融・経済動向の把握や金利予測等を行い、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクなどの市場リスクへの迅速な対応や、的確な収益状況の把握に努めております。

流動性リスク

「流動性リスク」とは、組合の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」からなります。

当組合では、日々の資金繰りスタンスについては平成12年8月に「資金運用基準」を制定し、また平成15年4月には緊急に資金調達が要する事態が生じた場合に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として「流動性危機管理要領」を制定し、資金繰りリスクに備えております。市場流動性リスクについても日頃から金融・経済動向の把握や「資金運用基準」に基づく運用を心がけ、リスクを最小限に抑えるよう努めております。

オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象によって損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない部分)をいいます。つまり、外部委託業務に係るリスク、事務リスク、システムリスクやそれ以外のオペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク)などです。

事務リスク

「事務リスク」とは、組合業務において役職員が正確・適切な事務処理を怠る、あるいは事故・不正を起こすことによりお客様にご迷惑をかけ、その結果として当組合が損失を被るリスクです。

当組合では、事務手続きの標準化を図り日常の事務ミスを防止する意味で、各種マニュアル・事務取扱要領・内部規程を制定し、研修会・説明会の開催による徹底を図っております。

また、年2回(9月仮決算・3月決算終了後)監事4名の臨店による決算監査が約1ヵ月にわたり厳しく行われております。そのほかに日銀の復代理店検査・全信組連の公金収納検査・監査部スタッフによる本部・営業店の内部監査等が確実に実施されております。

システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにコンピュータの不正使用、データの改ざん、情報漏洩等によりお客様にご迷惑をかけ、その結果として当組合が損失を被るリスクです。

当組合では、平成14年8月に「情報システム運用管理マニュアル」を制定し、役職員一人ひとりがリスク防止意識をしっかりと持ち、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、システムの安全性を確保するよう努めております。

お客さまへの大切なお知らせ

本人確認のお願い。

当組合では、次のお取引時に本人確認をさせていただきます。

口座開設・貸金庫・保護預りなどの取引を開始されるとき

200万円を超える現金の受入または払出しに係る取引をされるとき

10万円を超える現金による振込み・料金支払・預金小切手の振出しをされるとき

これらのお取引以外にも本人確認をさせていただく場合がございます。お客さまの大切なご預金をお守りするため、また、犯罪を防止するための確認ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

あなたのキャッシュカードが狙われています。ご注意ください。

最近、キャッシュカードの紛失・盗難の際、暗証番号を推測され、現金を不正に引き出される被害が多発しています。当組合のキャッシュカード自体からは暗証番号は読み取れませんが、万一に備えて以下の点にごご注意ください。

キャッシュカードや暗証番号の取り扱いにご注意！

暗証番号には他人から推測されやすい、例えば、「生年月日」「電話番号」「車のナンバー」「自宅の番地」等のご利用はお避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。

暗証番号の変更は、当組合のATMで簡単に行えますので、定期的に変更することをお勧めいたします。

預金の引き出しの際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。

貴重品ボックスなどを利用する際は、キャッシュカードの暗証番号と同一の暗証番号の使用を避けてください。

当組合の職員や警察官などが店舗外や電話などで暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な場合には、直ちに当組合本支店へご照会ください。

キャッシュカードが偽造され、引き出される被害が拡大しています！

キャッシュカードの磁気データをコピーした偽造キャッシュカードを使い、預金などが引き出される被害が拡大しています。このような被害に遭わないために、キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。

キャッシュカードを入れた財布などを長時間手元から離すことがないようにしましょう。

空き巣や車上盗難に遭った際は、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があります。空き巣や車上盗難に遭った場合には、念のため、お取引店舗までご連絡ください。

盗難通帳などによる預金の不正な払出し

盗難通帳・偽造印鑑などによる預金の不正な払出しや、いわゆるヤミ金融業者などによる預金口座への不正な振込請求といった事件が発生しています。お客さまにおかれましても、そうした被害に遭われぬよう、十分ご注意ください。

カードや通帳をなくされたり盗まれた場合のご案内

1. カード・通帳の紛失・盗難は下記までご連絡ください。

受付時間		連絡先	
平日	9時～17時	お取引店	
	7時～9時	自動機集中監視センター	047-498-0151
	17時～22時		
土・日・祝日	8時～20時		

その他のお問い合わせにつきましては、翌営業日の9時以降をお願いいたします。

2. 紛失・盗難は、警察署にもお届けください。

3. ご連絡後は、再発行・印鑑変更等のお手続きが必要となりますので、お取引店までお越しいただきますようお願いいたします。

「振り込め詐欺」「架空請求」にご注意ください。

ご家族等を装い電話や文書で金銭の振込を要求する「振り込め詐欺」や、「架空請求」による被害が多発しています。お振込みをする前に、もう一度ご家族等に確認してください。心当たりのない請求で不審に思われる場合には、警察や県民生活センターなどの消費生活相談窓口にご相談ください。

フィッシング詐欺(パスワード等の詐取)にご注意ください。

フィッシング詐欺とは、金融機関など企業からの電子メールを装い、電子メールの受信者に偽のホームページにアクセスするように仕向け、そのホームページにおいて個人の金融情報など(ID、パスワード、暗証番号等)を入力させるなどして、個人の金融情報などを不正に取得しようとするものです。

当組合では、電子メールでIDやパスワード、暗証番号などお客様の重要な情報をお尋ねすることはありません。このようなお心当たりのない電子メールをお受けになった場合は、IDやパスワードなど重要な情報を入力されたり、電子メールにて回答などなされないようご注意ください。

また、当組合インターネットバンキングご利用時のログインID・ログインパスワード等の入力の際は、取引画面に正しくアクセスしていることをご確認ください。

金融機関と称した電子メール詐欺も発生していますのでご注意ください。

金融機関を騙り、セキュリティ強化の一環と称して本人確認を促す電子メールが配信され、インターネットバンキングのパスワードや暗証番号、ご利用のクレジットカードの番号や暗証番号などの重要情報を入力させることにより、個人情報などを不正に取得しようとする事件が発生しております。当組合では、電子メールにてこうした暗証番号などの重要情報をお尋ねすることはありませんのでご注意ください。

「スパイウェア」にご注意ください。

他の金融機関におきまして「スパイウェア」と呼ばれるプログラムがお客様のパソコンに不正に侵入し、インターネットバンキングのパスワード等が不正に入手され、お客様の預金が第三者に不正に振込みされるといふ悪質な事件が発生しておりますので、ご注意ください。

スパイウェアとは

「スパイウェア」は、インターネットや電子メールを介して、知らないうちにお客様のパソコンに侵入し、パスワード等の個人情報を第三者へ転送してしまうプログラムのことです。

スパイウェアの被害に遭わないために

心当たりの無い電子メールや添付ファイルを不用意に開いたり、不審なWebサイトへアクセスしないよう十分にご注意ください。

フリーソフトを安易にダウンロードしないよう十分にご注意ください。

スパイウェアに対応している市販のウイルス対策ソフト等をアップデートしてご利用になることをお勧めいたします。(スパイウェアの詳細や対策方法は専門のサイト等でご確認ください。)

図書館やインターネットカフェ等の不特定多数の人が触れる機会のある場所に設置されているパソコンを使っているインターネットバンキングのご利用はお控えください。

当組合のインターネットバンキングでは、ログオン時に直近3回のログオン日時が表示されます。不審なログオンが無いか、都度ご確認くださいことをお勧めします。

当組合のインターネットバンキングでは、1日当たりの振込限度を設定することができます。振込限度額の引下げ等の見直しをお勧めします。

当組合のインターネットバンキングでは、振込取引や諸届出事項の変更等を行った場合には、お届けのアドレスへEメールを送信しています。お取引に覚えのない場合、パスワード変更手続きを行った後、右記の連絡先までご連絡ください。

インターネットバンキングサービスのご利用停止について

「スパイウェア」感染が疑われる場合には、速やかに当組合へご連絡下さい。お客様のインターネットバンキングのご利用を一時停止させていただきます。

また、万一身に覚えのない不審な取引等をご確認された場合は、当組合へご連絡いただくとともに、最寄りの警察署にもご相談いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

都留信用組合 事務部 システム担当

(受付時間)

月曜日～金曜日8:30～17:00(組合休業日は除きます。)

電話番号 0555-24-2600

Eメール: jimubu@tsurushinkumi.co.jp

店舗一覧表 (事務所の名称・所在地)

(平成19年9月末)

区分	店名	店番号	郵便番号	住所	電話	店舗開設	日銀歳入復代理店	
本部	本部	100	〒403-0004	富士吉田市下吉田1729	0555-22-2131			
	事務センター	100	〒403-0005	富士吉田市上吉田966-1	0555-24-2600			
営業店	本店営業部	001	〒403-0004	富士吉田市下吉田1729	0555-22-2131	昭和27年3月	○	
	明見支店	005	〒403-0002	富士吉田市小明見1649	0555-23-2360	昭和27年8月	○	
	上吉田支店	009	〒403-0005	富士吉田市上吉田2-6-2	0555-23-4821	昭和47年10月	○	
	竜ヶ丘支店	012	〒403-0014	富士吉田市竜ヶ丘2-4-11	0555-24-2131	昭和56年2月	○	
	富士吉田南支店	013	〒403-0005	富士吉田市上吉田1094-10	0555-24-3733	昭和58年3月	○	
	大明見支店	017	〒403-0003	富士吉田市大明見546-1	0555-22-6131	昭和60年8月		
	富士見町支店	050	〒403-0004	富士吉田市下吉田5433-3	0555-24-3511	昭和63年9月		
	新西原支店	051	〒403-0017	富士吉田市新西原2-26-28	0555-22-8118	平成元年12月	○	
	都留市	桂支店	007	〒402-0034	都留市桂町667	0554-43-4115	昭和27年6月	○
		谷村支店	011	〒402-0056	都留市つる1-18-18	0554-43-2131	昭和52年11月	○
		上谷支店	016	〒402-0053	都留市上谷2-5-15	0554-45-2131	昭和60年7月	
		禾生支店	056	〒402-0004	都留市古川渡510-1	0554-45-7121	平成9年2月	
	大月市	大月支店	008	〒401-0012	大月市御太刀1-2-14	0554-22-1333	昭和36年9月	○
		大月西支店	019	〒401-0016	大月市大月町真木1892-1	0554-23-2311	昭和63年4月	○
	南都留郡	猿橋支店	052	〒409-0617	大月市猿橋町殿上357-6	0554-22-2131	平成5年2月	
		小立支店	002	〒401-0302	南都留郡富士河口湖町小立1935-1	0555-72-2148	昭和33年7月	○
		河口湖支店	003	〒401-0301	南都留郡富士河口湖町船津1376-1	0555-72-2131	昭和30年2月	○
		山中湖支店	004	〒401-0501	南都留郡山中湖村山中138	0555-62-2131	昭和38年7月	○
小沼支店		006	〒403-0022	南都留郡西桂町小沼1706	0555-25-2131	昭和34年12月	○	
忍野支店		010	〒401-0511	南都留郡忍野村忍草1504-1	0555-84-3341	昭和50年5月	○	
平野支店		014	〒401-0502	南都留郡山中湖村平野1953-1	0555-65-7711	昭和59年7月	○	
河口湖北支店		015	〒401-0304	南都留郡富士河口湖町河口1086	0555-76-6131	昭和59年10月		
鳴沢支店		018	〒401-0320	南都留郡鳴沢村1797-1	0555-85-3011	昭和61年11月	○	
上野原市		上野原支店	053	〒409-0112	上野原市上野原2026	0554-62-5311	昭和28年3月	○

(注)上記店舗のうち、本店営業部では「外貨の両替」業務を取扱っております。

店舗外ATM設置場所

(平成19年9月末)

区分	設置場所	運用時間帯			為替振込機能
		平日	土曜日	日曜日・祝日	
富士吉田市	富士吉田市役所	9:00 - 18:00			
	富士吉田市立病院	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	9:00 - 17:00	
	イッパア赤坂ショッピングセンター	10:00 - 20:00	10:00 - 19:00	10:00 - 19:00	
	ザフーズ 富士見町店	9:00 - 20:00	9:00 - 19:00	9:00 - 19:00	
都留市	都留市役所	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00		
	回生堂病院	9:00 - 18:00			
	ホームセンターオーツル	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	9:00 - 17:00	
大月市	鳥沢駅前	8:30 - 20:00	8:30 - 17:00		
南都留郡	河口湖ショッピングセンター	9:00 - 19:00	9:00 - 17:00	9:00 - 17:00	
	山梨赤十字病院	9:00 - 18:00			
	富士河口湖町役場	9:00 - 18:00	9:00 - 17:00		
	ファック生活センター	8:30 - 19:00	8:30 - 17:00	9:00 - 17:00	
	ファック商品開発研究所	9:30 - 18:00			
	キャノンアネルバ	9:00 - 18:00			



都留信用組合
営業地区のご案内

地区一覧

- 富士吉田市
- 都留市
- 大月市
- 上野原市
- 南都留郡 (富士河口湖町 西桂町 山中湖村)
- 忍野村 鳴沢村 道志村
- 北都留郡 (小菅村 丹波山村)

お客さまのご相談・苦情等への対応
お客さまのご相談、苦情等につきましては誠意をもって対応いたします
ので、当組合本支店の窓口もしくは本部相談・苦情(意見・要望)窓口
までご連絡ください。

お客様相談・苦情窓口
都留信用組合 経営管理部
フリーダイヤル ☎0120 - 302144
(受付時間:平日午前9時~午後5時)
Eメール: keieikanribu@tsurushinkumi.co.jp

都留信用組合

〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田1729
Tel.0555-22-2131 Fax.0555-22-2624
URL <http://www.tsurushinkumi.co.jp/>
E-mail info@tsurushinkumi.co.jp